

演題番号：E6

自動車およびテント等営業施設における手指等の衛生保持に関する実態調査

○井村樹里

滋賀県草津保健所

1. はじめに：近年、コロナ禍の影響等により自動車、テント等での営業（以下、「特定簡易営業」という）の申請や問い合わせ件数が増加している。これらの営業形態は許可手続時以外で監視を行う機会がなく、衛生管理実態を把握しにくいことから、事業者に向けた衛生管理方法の指導・助言を行うための情報収集を目的として、営業時に使用する水の量や器具・手指の衛生保持の方法を中心に調査した。

2. 材料および方法：令和6年1月末時点で草津保健所が所管する自動車営業および特定簡易営業の事業者に対し、滋賀県のオンラインシステムを用いたアンケート調査を実施した。

3. 結果：調査対象419施設のうち、107施設から回答が得られた。自動車営業の給水タンク容量は200Lが最多であったが、営業開始前に入れる水量、実際に使用する水量ともに80L以下の施設が7割を超え、給水タンク容量と使用水量に大きな乖離が見られた。特定簡易営業についても、回答内容から多くの施設が実際に給水能力の半分程度しか水を使用していないと考えられた。また、施設基準上、洗浄用シンクの設置が必須であるものの、施設内の洗浄シンクで器具を洗浄している施設は全体の2割に留まり、約8割が仕込み場所など

の施設外で器具の洗浄を行っていた。

手洗いは概ね「小規模な一般飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」の記載に沿って行われていた。ほとんどの施設が手袋を使用していたが、「忙しいから」等の理由で手袋交換時に手洗いを毎回しない事業者もあり、手洗いの重要性は認識しているものの、忙しくて手袋交換時に手を洗う余裕がない状況が窺えた。一方で、アルコール消毒の実施等を理由に挙げる事業者もあり、アルコールや手袋により手指の清潔が保持できていると考える事業者も一定数いると考えられた。

4. 考察および結語：今回の調査により、多くの施設で給水タンク容量と実際の使用量に乖離があることが明らかとなった。また、器具洗浄を主に仕込み場所等、施設外で行っていることや、適切なタイミングで手洗いできているものの、忙しくて手袋交換の都度手洗いができず、手袋やアルコール消毒が手洗いの代替手段となっている状況も窺えた。今後、さらにキッチンカーやテント等で食品が提供される機会が増えると予想されることから、営業実態を考慮し、より実態に即した衛生管理方法を指導していく必要がある。